

田野畑村簡易水道事業

令和8年度 水質検査計画

令和8年4月
(令和8年7月6日 第2版)

田野畑村 地域整備課

目 次

1	基本方針.....	3
2	水道事業の概要.....	3
3	水源及び水道の水質状況.....	3
4	検査地点.....	4
5	水質検査項目と検査頻度.....	5
6	水質検査方法.....	6
7	臨時の水質検査.....	6
8	水質検査計画及び水質検査結果の公表.....	7
9	水質検査結果の評価.....	7
10	水質検査の精度と信頼性の確保.....	7
11	関係者との連携.....	7
12	水質検査計画の見直し.....	7
別表 1	水質基準項目の検査頻度及びその理由（浄水）.....	8
別表 2	地区別の水質検査の回数.....	9
別表 3	検査日（令和 8 年度）.....	9
	改定履歴.....	9

水質検査計画とは

水質検査計画は、水道法施行規則第 15 条第 6 項により、水道事業者が毎事業年度の開始前に策定することとされているものです。水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由並びに臨時の水質検査の内容を定め、水道を利用する皆様にお知らせします。

1 基本方針

田野畑村は、安全で良質な水道水を安定して供給するため、水道法に定める水質基準を遵守し、計画的に水質検査を行います。

- (1) 水道法施行規則第 15 条の規定により検査を省略できる項目についても省略せず、少なくとも年 1 回の検査を行います。
- (2) 水源ごとの水質の特性に応じて、原水及び浄水の検査地点、項目及び回数を定めます。
- (3) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の対策として、全ての水源で原水の指標菌検査を行います。
- (4) 令和 8 年 4 月 1 日から水質基準項目となった「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」について、3 か月に 1 回の検査を行います。
- (5) 検査の結果及びこの計画は公表し、いただいた御意見は次年度以降の計画に反映します。

2 水道事業の概要

本村の水道は、給水人口 5,000 人以下の簡易水道事業（水道法第 3 条第 3 項）です。水質検査は、上水道事業と同じく水道法第 20 条及び同法施行規則第 15 条の規定により行います。

(1) 給水の状況（令和 8 年 3 月末現在）

項目	数値	備考
計画給水人口	2,836 人	平成 28 年 3 月統合認可
給水人口	2,362 人	
給水世帯数	1,098 世帯	
施設能力（1 日当たり）	2,493 m ³	
計画一日最大給水量	1,461 m ³	

(2) 浄水施設と浄水方法

地区（浄水施設）	水源	水源の種別	浄水方法	計画一日最大給水量
田野畑（田野畑浄水場）	田野畑第 1・第 2 水源（平井賀川水系）	表流水	普通沈澱＋前処理ろ過＋急速ろ過（重力式）、塩素消毒	553 m ³ /日
羅賀（明戸浄水場）	明戸第 1・第 3 水源（第 2 は予備）	浅井戸	塩素消毒	377 m ³ /日
机（北山浄水場）	机第 1・第 2 水源（大峰川）	表流水	急速ろ過（圧力式）、塩素消毒	112 m ³ /日
島越（島越第 3 水源滅菌室）	島越第 3 水源（松前沢）	浅井戸（集水管）	塩素消毒	139 m ³ /日
切牛（切牛浄水場）	切牛第 2・第 3 水源、第 4 水源（分水）	表流水	急速ろ過（圧力式）、塩素消毒	120.7 m ³ /日
沼袋（沼袋浄水場）	蝦夷森水源	伏流水・湧水	前塩素＋急速ろ過（重力式）、塩素消毒	159 m ³ /日

※このほか、村が設置者である専用水道 2 施設（南大芦・浜岩泉）と、村が管理する田代・千足簡易給水施設（水道法の適用外）についても、それぞれの管理計画により水質検査を行っています（12（参考）参照）。

3 水源及び水道の水質状況

(1) 水源の状況

田野畑・机・切牛・沼袋の 4 地区は、山間の河川水（表流水）又は伏流水を水源としており、降雨時には濁りが上昇します。このため、凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）を用いた急速ろ過により浄水し、ろ過水の濁度を管理しています。

海岸部の羅賀・島越の 2 地区は浅井戸を水源としており、水質は安定しているため、塩素消毒のみで給水しています。

(2) 原水の汚染要因と水質管理上注目すべき項目

水源の立地と過去の検査結果から、原水の汚染要因と、水質管理上注目すべき項目を次のとおり整理しています。検査の地点・項目・回数は、これを踏まえて定めています。

水源（地区）	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
表流水 （田野畑・机・切牛）	降雨・融雪による濁りの上昇	濁度、アルミニウム（凝集剤）
	野生動物・家畜のふん尿等による汚染	大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム等
	落葉等による有機物の増加	有機物（T0C）、総トリハロメタン等の消毒副生成物
	流域の農地・牧草地での農薬の使用	農薬類
伏流水・湧水 （沼袋）	地表水の影響	大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム等
	降雨による濁りの上昇	濁度、アルミニウム（凝集剤）
浅井戸 （羅賀・島越）	地表水の混入	大腸菌、嫌気性芽胞菌
	堆肥・生活排水等の地下浸透	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	海岸に近いことによる海水の影響	塩化物イオン、ナトリウム

※汚染要因は、水安全計画（簡易版）（案）の危害分析と合わせて毎年度見直します。

(3) 原水の水質状況

令和3年度から令和7年度までの原水の検査では、表流水等を水源とする地区で大腸菌が毎年検出されており、嫌気性芽胞菌が検出された水源もあります。これらの地区では、ろ過による浄水処理を行っています。

浅井戸（羅賀・島越）では、同期間の検査で大腸菌・嫌気性芽胞菌とも検出されていません。

(4) 水道水（給水栓水）の水質状況

令和3年度から令和7年度までの給水栓水の定期の検査では、全ての項目で水質基準に適合しています。基準値に対する割合が比較的高かった項目は次のとおりで、引き続き注意して管理します。

地区	項目	最大値（基準値）	対応
机	総トリハロメタン等の消毒副生成物	0.014mg/L (0.1mg/L)	有機物の多い時期の塩素注入量の管理
沼袋・切牛・机	アルミニウム及びその化合物	0.07mg/L (0.2mg/L)	凝集剤の適正な注入
机	有機物（全有機炭素（T0C）の量）	0.9mg/L (3mg/L)	原水の濁り・有機物の監視

なお、令和8年6月に切牛系統の浄水でジェオスミンが基準値を超えました（7（令和8年度の実施状況）参照）。

4 検査地点

浄水は各地区の配水区域の末端に近い給水栓で、原水は浄水場に入る前の水（着水井等）で検査します。採水地点は、宮古市上下水道部（宮古水質検査センター）への検査の申込みと同じです。

地区（浄水施設）	浄水（給水栓）	全項目検査の地点（予備地点）	原水の採水地点
田野畑（田野畑浄水場）	大崎建設	大崎建設（予備：旧学校給食センター）	平井賀川（田野畑浄水場内着水井）
羅賀（明戸浄水場）	田野畑駅	田野畑駅（予備：羅賀排水処理施設）	明戸井戸①・③（新明戸浄水場内）

地区（浄水施設）	浄水（給水栓）	全項目検査の地点（予備地点）	原水の採水地点
机（北山浄水場）	机地区消防防災センター	平坂商店	大峰川（机地区導水ポンプ場内着水井）
島越（島越浄水場）	製氷施設	島越地区消防防災センター	松前沢浅井戸（島越浄水場内）
切牛（切牛浄水場）	浜岩泉地区消防防災センター	切牛地区集会所（望洋館）	真木沢川支流（切牛第2水源）、切牛第3水源
沼袋（沼袋浄水場）	甲地地区公民館	農村環境改善センター	三沢川支流（沼袋浄水場内）

※全項目検査（10月）は、配水区域内の水質を広く確認するため、机・島越・切牛・沼袋では予備地点で採水します。通常の地点で採水できないときも予備地点を用います。

5 水質検査項目と検査頻度

検査の回数は、水道法施行規則第15条第1項第3号に定められています。本村は簡易水道事業であり、同号の規定に加え、PFOS及びPF0Aについては簡易水道事業に限った回数の特例（同号ニ）が適用されます。本村では次の考え方で回数を定めています。

- ① 月1回以上とされている9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（T0C）、pH値、味、臭気、色度、濁度）は、毎月検査します（同号イ）。
- ② 3か月に1回以上とされ、回数を減らせない項目（シアン化物イオン及び塩化シアン、消毒副生成物11項目）は、年4回検査します（同号ハ）。
- ③ その他の項目は、全項目検査により年1回検査します。規則では、過去3年間の結果により年1回又は3年に1回まで回数を減らすこと（同号ただし書）や、検査の省略（同項第4号）が認められていますが、本村は3年に1回への削減や省略は行いません。
- ④ 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、回数を減らすことができますが、水源の状況を把握するため年4回検査します。
- ⑤ PFOS及びPF0Aは、簡易水道事業では原則3か月に1回以上とし、検出されるおそれが少ないと認められる場合は6か月に1回以上又は1年に1回以上に、過去3年間の結果が全て基準値の10分の1以下の場合は3年に1回以上に減らすことができます（同号ニ）。本村は令和6年度から検査を行っており、令和7年度の検査では全地区で定量下限値（0.000005mg/L）未満でしたが、令和8年度は水質基準項目となった初年度であるため、回数を減らさず年4回検査し、令和6年度以降の結果により次年度以降の回数を定めます。
- ⑥ かび臭物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）は、水源で原因となる藻類の発生が少なく検査の必要がないことが明らかな期間を除き、月1回以上とされています（同号ロ）。本村は湖沼・ダムを水源としておらず、これまで検出されていないため年1回（全項目検査）とします。なお、令和8年6月に切牛系統でジェオスミンが基準値を超えたため、臨時の水質検査を行いました（7参照）。
- ⑦ 原水のクリプトスポリジウム等は、令和8年度は検査を行わず、原水の指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査（年4回）により監視します。
- ⑧ 農薬類（水質管理目標設定項目）は、令和8年度は計画の対象としません。流域での使用状況を踏まえて検査する農薬と時期を定め、令和9年度から検査を行います。

区分	検査項目	頻度	実施（検査の種類）
毎日検査	色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）	毎日	施設維持管理業務の受託者が給水栓で測定し、記録する
浄水 水質基準項目	①の9項目	月1回	9項目検査（年8回）、24項目検査（年3回）、全項目検査（年1回）
	②の12項目、④の2項目、⑤のPFOS及びPF0A	年4回	24項目検査（5月・8月・2月）、全項目検査（10月）

区分	検査項目	頻度	実施（検査の種類）
	上記以外の水質基準項目（重金属、有機化学物質、金属類、界面活性剤等）	年1回	全項目検査（10月）
	かび臭物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）	年1回	全項目検査（10月）
原水	水質基準項目（40項目）	年1回	原水40項目検査（4月）
	指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）	年4回	原水2項目検査（6月・8月・11月・2月）
	クリプトスポリジウム、ジアルジア	令和8年度は行わない	⑦のとおり

※各項目の基準値と頻度の理由は別表1、地区ごとの回数は別表2、検査日は別表3のとおりです。PFOS及びPFOAは1項目（両者の合計で0.00005mg/L以下）として数えます。

6 水質検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき国が定める方法により検査を行います。水質管理目標設定項目等は、国の定める方法又は上水試験方法（日本水道協会）によります。検査の自己又は委託の区分は次のとおりです。

検査の種類	区分・実施者	採水
毎日検査（色、濁り、残留塩素）	自己（施設維持管理業務の受託者が給水栓で測定）	受託者
浄水及び原水の水質基準項目、原水の指標菌	委託（宮古市上下水道部 宮古水質検査センター。水道法第20条第3項の登録水質検査機関）。毎年度4月1日付けで契約し、宮古市上下水道部の定める令和8年度の受託費用区分（令和8年4月1日適用）による	施設維持管理業務の受託者（大崎建設株式会社）が、村の申込書に基づき採水し、搬入する
臨時の検査	委託（水道法第20条第3項の登録水質検査機関）	委託先又は受託者

※検査日は、宮古水質検査センターが毎年度作成する水質検査等予定表（令和8年度は令和8年2月5日確定）によります。

7 臨時の水質検査

次のような場合で、給水栓の水が水質基準に適合しないおそれがあるときは、水道法第20条に基づく臨時の水質検査を行います。項目は状況に応じて定め、安全が確認できるまで検査を続けます。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき（油の流入、魚の大量死、臭気の著しい変化等）
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ 利用者から濁り、異臭味等の連絡があり、検査が必要と認めたとき
- ⑦ その他特に必要があると認めたとき

水道水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知します（水道法第23条）。

【令和8年度の実施状況】

令和8年6月3日、切牛系統の利用者から水の臭いについて連絡があり、臨時の水質検査を行いました（6月9日・6月30日採水）。浄水からジェオスミン（かび臭物質）0.000015mg/L（基準値0.00001mg/L）が検出されたため、宮古保健所に報告し、臭いが確認された切牛第3水源の取水を停止しています。6月30日の検査で浄水の臭気の異常は解消しました。経過は「切牛浄水場系統の臭気（かび臭）対応記録」（資料13）のとおりです。

8 水質検査計画及び水質検査結果の公表

この計画は毎事業年度の開始前に、検査の結果は検査後に、村ホームページへの掲載及び地域整備課での閲覧により公表します。

9 水質検査結果の評価

検査の結果が水質基準に適合していることを確認するとともに、過去の結果と比較して水質の変化を把握し、浄水処理（凝集剤・塩素の注入量等）の管理に活用します。原水の結果は、水源の監視と水安全計画（簡易版）（案）の見直しに活用します。基準に適合しない結果又はそのおそれがある結果が得られたときは、臨時の水質検査を行い、原因を調べて対策を講じます。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

検査を依頼・委託する機関について、水道法第20条第3項の登録を受けていること、国が行う外部精度管理調査に参加していること、検査の方法と記録が適正であることを確認します。

11 関係者との連携

- (1) 水道水が原因の水質事故が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、宮古保健所及び岩手県環境生活部県民くらしの安全課と連携して対処します。連絡・報告の手順は、危機管理関係文書集（水道施設被害・水質事故等の報告手順）によります。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生したときは、河川管理者等と連携して対処します。
- (3) 災害等により村だけで対処できないときは、田野畑村地域防災計画、日本水道協会岩手県支部の相互応援計画等に基づき応援を要請します。

12 水質検査計画の見直し

検査の結果、水源の状況、法令の改正等を踏まえ、毎年度この計画を見直します。年度の途中であっても、必要があるときは見直します。

（参考）専用水道等の水質検査

専用水道の南大芦（高松開拓・南大芦開拓専用水道）及び浜岩泉（浜岩泉第2地区専用水道）は、同じ検査機関で浄水・原水の検査を行っています。田代・千足簡易給水施設は、登録水質検査機関に委託して検査を行っています。

問合せ先	
田野畑村 地域整備課（上下水道担当）	電話 0194-34-2113

別表1 水質基準項目の検査頻度及びその理由（浄水）

No	項目	基準値 (mg/L)	頻度	頻度の理由
1	一般細菌	100 個/mL 以下	月 1 回	規則第 15 条第 1 項第 3 号イ（省略不可）
2	大腸菌	検出されないこと	月 1 回	規則第 15 条第 1 項第 3 号イ（省略不可）
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
4	水銀及びその化合物	0.0005	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
5	セレン及びその化合物	0.01	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
6	鉛及びその化合物	0.01	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
7	ヒ素及びその化合物	0.01	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
8	六価クロム化合物	0.02	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
9	亜硝酸態窒素	0.04	年 4 回	減らせるが、水源の状況把握のため年 4 回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	年 4 回	減らせるが、水源の状況把握のため年 4 回
12	フッ素及びその化合物	0.8	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
13	ホウ素及びその化合物	1.0	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
14	四塩化炭素	0.002	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
15	1,4-ジオキサン	0.05	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
17	ジクロロメタン	0.02	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
18	テトラクロロエチレン	0.01	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
19	トリクロロエチレン	0.01	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
20	PFOS 及び PFOA	0.00005	年 4 回	簡易水道事業の特例（同号ニ）。基準化初年度のため年 4 回
21	ベンゼン	0.01	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
22	塩素酸	0.6	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
23	クロロ酢酸	0.02	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
24	クロロホルム	0.06	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
25	ジクロロ酢酸	0.03	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
26	ジブロモクロロメタン	0.1	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
27	臭素酸	0.01	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
28	総トリハロメタン	0.1	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
29	トリクロロ酢酸	0.03	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
30	ブロモジクロロメタン	0.03	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
31	ブロモホルム	0.09	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
32	ホルムアルデヒド	0.08	年 4 回	同号ハ（回数を減らせない）
33	亜鉛及びその化合物	1.0	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
35	鉄及びその化合物	0.3	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
36	銅及びその化合物	1.0	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
37	ナトリウム及びその化合物	200	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
38	マンガン及びその化合物	0.05	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
39	塩化物イオン	200	月 1 回	規則第 15 条第 1 項第 3 号イ（省略不可）
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
41	蒸発残留物	500	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
42	陰イオン界面活性剤	0.2	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
43	ジェオスミン	0.00001	年 1 回	同号ロ
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	年 1 回	同号ロ
45	非イオン界面活性剤	0.02	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
46	フェノール類	0.005	年 1 回	年 1 回（全項目検査）
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	月 1 回	規則第 15 条第 1 項第 3 号イ（省略不可）
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	月 1 回	規則第 15 条第 1 項第 3 号イ（省略不可）
49	味	異常でないこと	月 1 回	規則第 15 条第 1 項第 3 号イ（省略不可）

No	項目	基準値 (mg/L)	頻度	頻度の理由
50	臭気	異常でないこと	月1回	規則第15条第1項第3号イ（省略不可）
51	色度	5度以下	月1回	規則第15条第1項第3号イ（省略不可）
52	濁度	2度以下	月1回	規則第15条第1項第3号イ（省略不可）

※月1回の項目は、別表3の9項目・24項目・全項目のいずれかの検査で毎月検査します。

別表2 地区別の水質検査の回数

(1) 浄水

地区	9項目検査	24項目検査	全項目検査	臨時
田野畑	年8回	年3回	年1回	適宜
羅賀	年8回	年3回	年1回	適宜
机	年8回	年3回	年1回	適宜
島越	年8回	年3回	年1回	適宜
切牛	年8回	年3回	年1回	適宜
沼袋	年8回	年3回	年1回	適宜

(2) 原水

水源	全項目（40項目）	指標菌	臨時
田野畑（平井賀川）	年1回	年4回	適宜
羅賀（明戸井戸①）	年1回	年4回	適宜
羅賀（明戸井戸③）	年1回	年4回	適宜
机（大峰川）	年1回	年4回	適宜
島越（松前沢浅井戸）	年1回	年4回	適宜
切牛（真木沢川支流・第2水源）	年1回	年4回	適宜
切牛（第3水源）※	年1回	年4回	適宜
沼袋（三沢川支流）	年1回	年4回	適宜

※切牛第3水源は令和8年6月から取水を停止しているが、水源の状況を確認するため原水の検査は続ける。

別表3 検査日（令和8年度）

(1) 浄水（6地区とも同じ日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
検査日	6日	25日	15日	21日	24日	14日	26日	24日	14日	18日	1日	1日
検査の種類	9	24	9	9	24	9	全	9	9	9	24	9

(2) 原水（8水源とも同じ日）

検査の種類	検査日
原水40項目検査	令和8年4月13日
指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）	令和8年6月22日、8月17日、11月9日、令和9年2月8日

※「9」は9項目検査、「24」は24項目検査（9項目に②④⑤の15項目を加えたもの）、「全」は全項目検査（52項目）を示す。検査日は宮古水質検査センターの令和8年度水質検査等予定表（令和8年2月5日確定）による。切牛系統のかび臭物質の追加検査は、6月～9月の上記検査日等に合わせて行う。

改定履歴

版	作成・改定日	内容	確認日	確認者
---	--------	----	-----	-----

版	作成・改定日	内容	確認日	確認者
第1版	令和8年4月1日	策定	令和8年4月1日	主幹 落合 正幸
第2版	令和8年7月6日	切牛系統の臭気（かび臭）対応を踏まえ、令和8年度の実施状況（臨時の水質検査）を追加	令和8年7月6日	主幹 落合 正幸